イ　法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者（ロにおいて「当該申請をしようとする者」という。）に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百八十二条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次号及び次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第百八十二条の十四において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の四第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の四第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた特定火災共済協同組合の数

ロ　当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。次号及び第百八十二条の四において同じ。）に経済産業大臣及び金融庁長官により公表されている特定火災共済協同組合（次条及び第百八十二条の五第二項において「すべての特定火災共済協同組合」という。）の数

二　特定共済事業協同組合等（法第六十九条の二第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等をいう。以下この号、次条、第百八十二条の五第二項及び第百八十二条の十四において同じ。）にあっては、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得ること。

イ　法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者（ロにおいて「当該申請をしようとする者」という。）に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合には意見書を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の四第二項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の四第二項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた特定共済事業協同組合等の数

ロ　当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日に経済産業大臣により公表されている特定共済事業協同組合等（次条及び第百八十二条の五第二項において「すべての特定共済事業協同組合等」という。）の数

第百八十二条の三　法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第百八十二条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等の説明会への出席の有無

三　すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第六十九条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第百八十二条の四　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第百八十二条の五　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百八十二条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第六十九条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第百八十二条の三第一項第二号の規定によりすべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等に対して業務規程等を送付した場合には、当該特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ　到達した場合　到達した年月日

ロ　到達しなかった場合　通常の送付方法によって到達しなかった原因

3　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号、第百八十二条の十四第二項第二号、第五号及び第百八十二条の十五において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第百八十二条の八、第百八十二条の九及び第百八十二条の十五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）